

議案第 26 号

岸宏子記念伊賀文学館の設置及び管理に関する条例の制定について

岸宏子記念伊賀文学館の設置及び管理に関する条例を次のとおり制定しようとする。

令和5年2月24日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

岸宏子記念伊賀文学館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 文学における郷土の文化や先賢の功績を知り、市民の文学振興を促進する場として活用を図るとともに、地域の振興に資することを目的として、岸宏子記念伊賀文学館（以下「文学館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 文学館の位置は、伊賀市上野忍町2435番地13とする。

(休館日)

第3条 文学館の休館日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(観覧時間及び観覧料)

第4条 文学館を観覧することができる時間（以下「観覧時間」という。）は、土曜日及び日曜日の午前9時から午後4時30分までの間とする。

2 文学館の観覧料は、無料とする。

(観覧の制限)

第5条 市長は、文学館を観覧しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、文学館への入場を拒み、又は文学館からの退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑をかけるおそれ又は施設若しくは設備を損傷する

おそれがあると認められる者

(3) 文学館の管理上支障があると認められる者

(使用時間)

第6条 文学館を使用することができる時間（以下「使用時間」という。）は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時30分までの間とし、使用時間には、使用に係る準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、使用時間を臨時に変更することができる。

(使用の許可等)

第7条 文学館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、文学館の使用を許可するに当たっては、その管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、文学館の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 文学館の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 文学館の管理上支障があると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長がその使用について不相当と認めるとき。

(使用料)

第8条 文学館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の返還)

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、やむを得ない事由に基づいて文学館の使用を中止した場合であつて、市長が返還することを相当と認めるときは、既納の使用料の全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、文学館をその使用の許可を受けた目的以外の目的のために使用し、並

びに使用する権利を他に譲渡し、及び転貸してはならない。

(造作等の制限等)

第12条 使用者は、文学館の使用に当たって、文学館の施設に特別の設備を設け、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、文学館の使用に際し管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(使用許可の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、文学館の使用の許可を取り消し、文学館の使用を制限し、又は文学館から退去させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反し、又はこれらに基づく処分に従わないとき。

(2) 法令に違反する行為を行ったとき。

(3) 公益上やむを得ない事由が発生したとき。

(4) 第7条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

(5) 第7条第3項各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

2 前項の規定により文学館の使用の許可を取り消され、文学館の使用を制限され、又は文学館から退去させられたことにより、使用者に損害が生じることがあっても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、文学館の使用を終了したとき、又は前条第1項の規定により文学館から退去させられることとなったときは、速やかに原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第15条 文学館の施設又は設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちに市長に申し出て、その指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(観覧者等以外の駐車場の利用)

第16条 市長は、文学館の管理上支障がなく特に必要があると認めるときは、文学館に設置する駐車場を文学館を観覧する者及び使用する者以外の者に利用させることができる。

(指定管理者による管理)

第17条 文学館の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管

理者」という。)に行わせることができる。

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 文学館の使用の許可に関する業務
- (2) 第19条第1項に規定する文学館の利用料金に関する業務
- (3) 文学館の利用促進を図るイベントの企画及び運営
- (4) 文学館の施設及び設備の維持及び管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文学館の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する業務を除き、市長が必要と認める業務
(指定管理者による休館日等の変更)

第18条 指定管理者は、第3条、第4条第1項及び第6条第1項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、文学館の休館日、観覧時間及び使用時間を臨時に変更することができる。

(利用料金)

第19条 第17条第1項の規定により文学館の管理を指定管理者に行わせる場合において、使用者は、第8条第1項の規定にかかわらず、文学館の利用料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納入しなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、第8条第1項の使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 4 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、やむを得ない事由に基づいて文学館の使用を中止した場合であつて、市長が返還することを相当と認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。
- 6 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を減免することができる。

(読替規定等)

第20条 第17条第1項の規定により文学館の管理を指定管理者に行わせる場合における第5条、第7条、第12条、第13条、第14条及び第16条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

- 2 第 17 条第 1 項の規定により文学館の管理を指定管理者に行わせる場合において、この条例及びこの条例に基づく規則に定めるもののほか、文学館の管理及び運営に関し必要な事項は、指定管理者が市長の承認を得て定めることができる。

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第 17 条第 1 項の規定により文学館の管理を指定管理者に行わせる場合における指定管理者の指定に関し必要な行為その他指定管理者による管理に関し必要な準備行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

別表 (第 8 条関係)

| 使用時間の区分 | 単位 | 使用料の額 |
|-----------------------|-----|---------|
| 午前 9 時から正午まで | 1 回 | 400 円 |
| 午後 1 時から午後 4 時 30 分まで | 1 回 | 500 円 |
| 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで | 1 回 | 1,000 円 |

備考

- 1 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために使用する場合は、使用料の額に 100 分の 200 を乗じて得た額を加算する。
- 2 冷房設備又は暖房設備を使用する場合は、利用料金に 100 分の 50 を乗じて得た額を加算する。
- 3 第 7 条第 1 項の許可を受けた使用時間を超える使用は、文学館の管理及び使用に関し支障がない場合において 1 時間以内に限るものとし、その使用料は、当該許可を受けた使用時間の区分の使用料に 100 分の 30 を乗じて得た額とする。